

公債費負担適正化計画

平成27年度決算で

実質公債費比率

18%未満に低減

平成18年度に策定しました公債費負担適正化計画について、平成20年度に基づいて見直しを行いました。

計画は、実質公債費負担の適正な管理のための取組みを計画的に行うためのもので、平成18年度から平成27年度までの10年間で、早期は正措置の対象となる18%未満に低減するものです。財政健全化計画における実質公債費比率推計の基礎となっています。

公債費負担適正化計画の概要

洞

爺湖町は平成17年度決算において、普通会計における

実質公債費比率の3カ年平均の数値が28・2%となり、実質公債費比率による起債許可団体となったこと、また後年度も高い数値が続くことが見込まれることから、実質公債費負担の適正な管理のための取り組みを計画的に行うため、平成19年2月に公債費負担適正化計画を策定しました。

この公債費負担適正化計画は、計画期間内の実質公債費比率を推計し、実質公債費比率を18%未満の水準まで引き下げることを

を目標とした計画です。

また、本年度においては、平成20年度決算に基づき計画を見直し、平成21年度以降の比率について推計しました。

普通会計の公債費は、災害関連事業などの起債事業の累積により平成21年度が償還のピークとなる見込みであり、今後の公営企業会計を含めた建設（起債）事業の抑制などにより公債費の縮減を図り、実質公債費比率を18%未満の水準に低減させることとします。

計画期間

本来、計画については、7年

財政状況の見直し

(1) 既往債の状況

有珠山噴火災害による砂防施設整備に伴う、公営住宅建替移転事業の起債約23億円の元金償還が平成19年度に一部開始しました。既往債における公債費の

ピークは平成21年度であり、実質公債費比率はそれを境に下降します。

(2) 計画期間中における財政状況や地方債等の見直し等

1、歳入確保や捻出方法

現況として、地方税は平成16年度以降ほぼ横ばい状況にあり、地方交付税については平成17年度以降増加傾向にあります。しかしながら、国の行財政改革などによる見直しにより今後の増額は見込めない状況にあり、歳入を確保するため、町税・税外収入の滞納整理強化の推進、各公共施設使用料の見直しや受益者負担の適正化などの取り組みを積極的に進めることとします。

2、歳出削減の内容

歳出の削減に関しては、以下の取り組みを進めます。

- ・特別職報酬の削減
- ・職員給与、時間外勤務手当の削減
- ・職員退職による欠員の不補充
- ・議員定数の削減
- ・事務経費の節減（事務用品の節約、事務機器の合理化）
- ・施設維持管理経費の節減
- ・町内各種団体の一元化などによる補助金の縮減

・特別会計における料金改定などによる繰出金の削減（上下水道料金、国民健康保険税の改定を検討）

・普通建設事業の抑制（新規事業の抑制及び継続事業の見直しによる延期など）

3、今後の地方債発行等に係る方針

平成19年度以降の普通建設事業は、継続事業を中心とし、新規事業においては緊急性・必要性を勘案しながら、実質公債費比率の早期低減化に向け抑制に取り組み、今後の地方債発行についても同様に抑制を図っていくとともに、交付税算入措置のある有利な起債の利用を図ります。

4、計画期間中における実質公債費比率の適正管理のための方策

上記1、2による財政状況の健全化を図るとともに、地方債の発行を抑制し実質公債費比率の適正な管理に努めます。

5、実質公債費比率の見直し等
今後の実質公債費比率の見直しについては、単年度の実質公債費比率は平成20年度をピークに減少し、平成27年度では16・2%となる見込みです。